

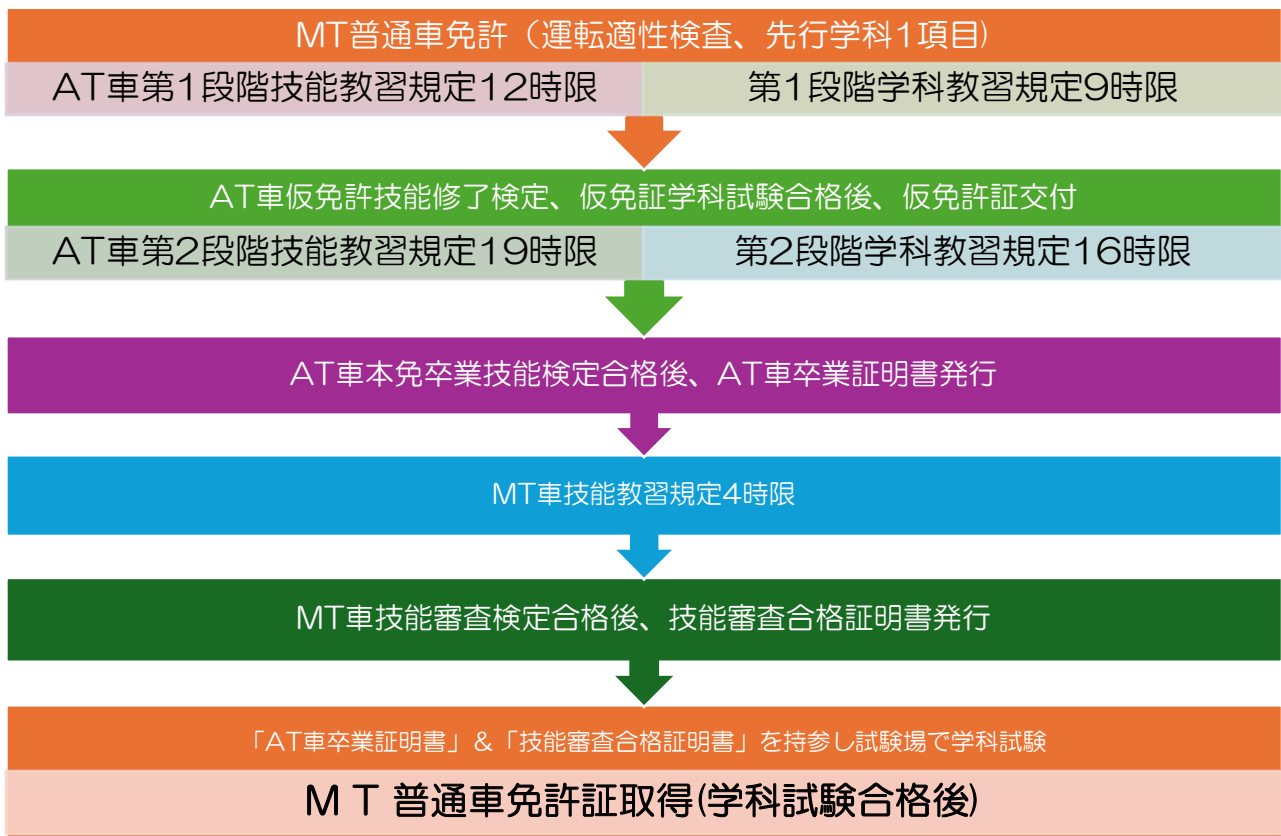
【お知らせ】 2025年4月よりMT（マニュアル）普通車教習カリキュラム変更について

2025年4月1日より「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が施行される事に伴い、当校におけるMT普通車取得の教習カリキュラムが技能時限数35時限、技能検定3回と改定前（技能時限数34時限、技能検定2回）より増となります。

当校では、今回MT車教習カリキュラムの改定により、MT車免許取得を希望される方は、まずAT車での教習を行い、AT車で卒業検定合格後、MT車での教習、検定の流れになります。改定前に比べ、技能教習31時限AT車で行うことにより、まずハンドル操作、車幅間隔等を身に付けて頂き、車両に慣れて頂いてから、MT車での技能教習4時限で、クラッチ、ギアの操作を身に付けて頂くことにより教習料金等で負担増にはなりますが、当初よりMT車での教習に対しての不安負担が若干ではありますが、軽減されるものと思われま

す。また、2025年4月以前はAT車からMT車への教習変更は不可でしたが、4月以降は可能になります。

《 MT 普通車免許取得するまでの流れ 》



以上、2025年4月以降当校では、現行のMT車教習のご入校は出来かねますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

ご不明点等ございましたら、当校（☎011-373-4811）までお問い合わせください。